

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成18年2月14日(火)	
場 所		宇土市勤労青少年ホーム 1階 講習室	
出席者	委員会	村橋 久昭 委員長 岡崎 誠男 委員 上拂 耕生 委員 久森 庸助 委員 伊藤 博士 委員	
	市	指名等審査会委員,事務局(財政課)	
審議対象期間		平成17年9月1日~平成18年1月31日	
抽出案件		84	(備考)
一般競争入札		0	
指名競争入札		84	
1億円以上		(1)	
5千万円以上1億円未満		(0)	
1千万円以上5千万円未満		(32)	
5百万円以上1千万円未満		(27)	
3百万円以上5百万円未満		(16)	
3百万円未満		(8)	
随意契約		0	
その他		0	
委員からの意見・質問,それに対する回答		意見・質問 次のとおり	回 答 次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 対象期間内の工事について

【事務局より対象期間内工事全般についての説明】

- ・ 対象期間内の工事は全部で84件。
- ・ 対象期間内全工事の平均落札率は95.64%。
- ・ 参考までに、平成15年度平均は96.85%、平成16年度平均は96.18%であった。
- ・ 今回の対象期間内においては、指名停止措置は行っていない。

2 抽出事案説明

【上拂委員から、抽出事案の抽出経緯について説明】

まず、全ての入札の中で契約金額の最も大きいもの。
次に、全ての入札の中で落札率が最も高いものを1件。
それから、全ての入札の中で落札率が最も低いものを1件。
最後に、上記3件にない土木工事の中から、今後増加していきだろう「バリアフリー化」の観点での工事を抽出。
合計4件を抽出している。

【事務局より抽出事案4件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件名	入札等方式	指名業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者		
1	宇土マリーナ物産館本体 工事	指名競争	指名審査方針による。 建築工事であり、工事規模及び施工内容から勘 案し、一定の基準を設け、県内事業者より30 社、宇土市内事業者より4社の合計34社を指 名。 本工事と同種の工事实績を有する。	90.79
		市内外混在 34社		
2	西走上地区配水管(幹線) 拡張工事	指名競争	指名審査方針による。 水道施設工事であり、市内の有資格事業者より 指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	99.14
		市内12社		
3	宇土市飯塚第6水源深井 戸さく井工事	指名競争	指名審査方針による。 さく井工事であり、県内の有資格事業者より1 2社、宇土市内事業者から4社の合計16社を 指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	60.82
		市外16社		
4	北段原線バリアフリー化 工事(1・2工区)	指名競争	指名審査方針による。 土木工事であり、市内の有資格事業者を指名。	97.13 (1工区)

	市内11社	本工事と同種の工事实績を有する。 設計金額によりAランク該当工事。	97.82 (2工区)
--	-------	--------------------------------------	----------------

【質問・回答】

質問及び意見	回 答
<p>開札の状況を見るに、「入札辞退」されている事業者があるが、これについては何か罰則等の措置があるのか。</p> <p>また、事情聴取などあるのか。</p> <p>2つ目の工事についてだが、工種がさく井とある。この工種の工事は、落札率が低いという傾向があるのか。</p>	<p>開札前の辞退については、罰則などはない。事情聴取はなく、辞退届けを受け取った段階で辞退としている。</p> <p>さく井工事は、毎年発注されるものでもなく、発注件数が非常に少ないので、比較はしていない。</p>

3 入札制度改正について

【事務局より提案事項説明】

- ・ 工事成績評点65点について「宇土市工事資格審査格付け基準」では主観的要素として「工事成績による加点」がなされるが、「指名業者選定基準」では、2年間連続して平均65点に満たない場合は1年間指名を行わないことになっている。
- ・ 前回、この点について、委員から65点を境に取り扱いに大きな違いがあること、また合格最低点である65点に対し、格付け算出上の加点を行う必要があるのか、というご指摘があった。
- ・ 「宇土市工事資格審査格付け基準」内において「契約件数」という項目がある。これは契約件数に応じて加点されるものであり、工事を受注した段階ですでに加点要素があると考えられるものである。
- ・ また、工事成績による加点は、工事の完成後、優良な結果を出したことに対する加点であると考えられるため、合格最低点である65点に対し、工事成績による加点は必要ないと考えられることから、現状の加点の段階設定を修正することを考えている。

質問・意見	回 答
<p>加点、という文言があるが、工事の成績である評点に足しこまれるということか。</p> <p>格付基準内にある、総合評点というものは熊</p>	<p>工事成績評点に加えるのではなく、工事成績評点の平均にから優良な工事を行ったという結果を出している事業者に対して、「格付け」の段階においての主観的要素、の点数として加えるということになる。</p> <p>熊本県が行うもので、経営状況や実績から</p>

<p>本県が決定するものか。</p> <p>格付基準は公開されているのか。</p> <p>格付基準内の主観的要素の中に指名停止と法令違反，という減点項目があるが，同じく - 20点とあるが同レベルでの扱いということか。</p> <p>工事成績の評点，総合評点，など紛らわしい表現，用語が多いと感じること，それから格付けの方法について，分かりやすい資料を準備してもらいたい。</p>	<p>算出される客観的な点数である。</p> <p>公開している。</p> <p>指名停止処分の中には法令違反もその理由の一つとしてあるが，この格付基準内では停止期間のみでの減点としていることから，法令違反によるものについては減点をさらに加えるものとしている。</p> <p>次回の定例会で準備する。 (宇土市工事検査室より工事成績評点についての説明あり)</p>
--	--

4 その他

【質問・回答】

質問・意見	回 答
<p>格付け基準などは公開されているとのことだったが，事業者は自分達で自社の点数を計算できるのか。</p>	<p>公開されている内容どおりに計算を行えば，自分達の総合評点は計算可能。ただし，格付上の A・Bなどは，全体の中での総合評点順位が関係する相対評価なので，ランクそのものは特定できないということになる。</p>

平成18年度第1回定例会議の日程について

平成18年9月29日 13:30～ 宇土市役所5階 第1会議室

次回審議対象案件抽出委員の決定

久森委員に決定。

(閉会)